

突出看板・日よけの設置基準

道路（地下や上空を含む。）に物件を設置し継続して使用する場合（以下「道路占用」という。）は、道路法の規定に基づきあらかじめ道路管理者の許可が必要です。また、道路占用することができる物件は限定されており、この限定された物件でも、一定の許可基準に適合しなければ許可を受けることができません。

【許可できるもの】 突出看板、日よけ、仮囲い・足場・朝顔など

【許可できないもの】 のぼり、スタンド看板、（電柱・街路灯への）貼り札・捨て看板

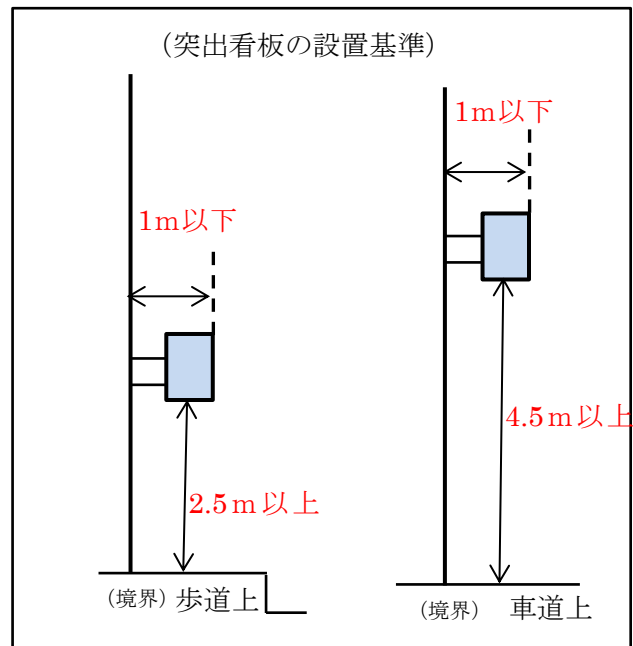
突出看板 ※屋外広告物の許可または届出が必要です

＜歩道上に設置する場合＞

- ・建物から道路上に突き出す看板及び日よけの高さは、歩道上では2.5m以上とすること。
- ・突出看板の突き出し幅は、道路境界から1.0m以下とすること。

＜車道上に設置する場合＞

- ・建物から道路上に突き出す看板及び日よけの高さは、車道上では4.5m以上とすること。
- ・突き出し幅は、道路境界から1.0m以下とすること。



日よけ

＜歩道上に設置する場合＞

- ・建物から道路上に突き出す看板及び日よけの高さは、歩道上では2.5m以上とすること。
- ・突出看板の突き出し幅は、道路境界から1.0m以下とすること。
- ・日よけは、その先端が歩車道境界から0.25m以上の距離を設けること。

＜車道上に設置する場合＞

- ・建物から道路上に突き出す看板及び日よけの高さは、車道上では4.5m以上とすること。
- ・突き出し幅は、道路境界から1.0m以下とすること。

